

報酬額表

(遺言作成サポート)

行政書士法第10条の2 第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額 (税別)	報酬単位	備考
【遺言簡易作成サービス】 (※記載する財産が3件以内の自筆証書遺言が対象です)			
遺言文案作成	¥ 9,000	遺言書作成一通あたり	・定型文を元に簡易な遺言書文案を作成します
自筆遺言完成サポート	¥ 20,000	1通あたり	・親族関係図、財産目録を作成いたします ・必要資料を揃えて遺言書として完成させます (戸籍の収集には別途、報酬費用が必要になります)
戸籍謄本等収集	¥ 1,500	1通あたり	戸籍等の取得実費 (戸籍代、郵送料等) 別途
【遺言作成・基本料金】			
遺言書文案作成基本料金	¥ 50,000	遺言書作成一通あたり	ご本人のご希望をヒアリングし、法的に適切な文案を作成いたします。
公正証書遺言作成 加算	¥ 30,000	遺言書作成一通あたり	公正証書で遺言を作成するための公証役場との連絡調整をいたします。立会証人の日当を含みます。
遺言作成相談	¥ 1,500	20分あたり	初回1時間の相談無料
【相続人調査】			
親族関係図作成	¥ 10,000	遺言者一人あたり	戸籍等の取得実費 (戸籍代、郵送料等) 別途
戸籍謄本等収集	¥ 2,000	1通あたり	戸籍等の取得実費 (戸籍代、郵送料等) 別途
【財産調査】			
不動産登記事項証明等収集	¥ 1,000	1通あたり	登記事項証明書等の実費別途
金融機関等残高証明取得	¥ 12,000	1手続きあたり	金融機関によっては支店ごとの手続きとなる場合があります
【遺言執行】			
遺言執行基本料金	5万円～	1遺言執行あたり	相続財産の0.7%
受遺者加算	4万円～		財産を受け取る人1人あたり4万円
相続人加算	0万円～		上記以外の推定相続人1人あたり6万円
【後見制度利用】			
後見制度利用相談	¥ 1,500	20分あたり	初回1時間の相談無料
任意後見契約書作成	¥ 50,000	1契約書あたり	公証役場との連絡調整を含みますが、公証役場の費用が別途必要です。
死後事務委任契約書作成 加算	¥ 20,000	1契約書あたり	公証役場との連絡調整を含みますが、公証役場の費用が別途必要です。
【家族信託】 ※家族信託は、構成内容によって作成労力が大きく異なるため、報酬も事案ごとのお見積りとなります。			
信託利用の事前検討相談	¥ 1,500	20分あたり	初回1時間の相談無料
信託スキーム作成相談	10万円～	1信託契約あたり	1億円以下で信託財産の1% 1億円超3億円以下の部分 0.5% 3億円超の部分 別途
信託契約書作成	5万円～	1信託契約あたり	信託不動産の登記費用 (登録免許税、司法書士報酬) 別途
【出張日当】			
出張日当 (半日)	¥ 15,000	宿泊なし	交通費別途
出張日当 (一日)	¥ 30,000	宿泊なし	交通費別途
出張日当 (前後泊加算)	¥ 20,000	前泊、後泊それぞれに加算	交通費別途・宿泊実費含む

その他の事項

- 上記報酬額表に示す報酬額は税別の金額です。
- 金額は当事務所の報酬額です。公証役場費用、印紙代、戸籍謄本等の取得実費は上記報酬額に含まれず、別途加算されます。
- 財産調査で支店ごとに手続きが必要な場合は、各支店を1金融機関と数えます。
- 交通費、宿泊費等の実費は別途加算されます。

令和1年8月1日



千葉県行政書士会

千葉県行政書士会会員

行政書士 本宮 雅之

- 金額は当事務所の報酬額です。業務で発生する交通費・送料等の実費は別途ご請求いたします。
- 不動産の名義変更並びに税務申告を行う場合は、当事務所のパートナー司法書士または税理士に委託します。その場合、別途費用がかかります。